

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

・本山町地域の人口構造は、総人口 3,573 人、うち 15 歳未満が 321 人、65 歳以上が 1,537 人(H27 国勢調査調べ)で少子高齢化が進む地域である。産業構造としては、町内に事業所が 217 軒(H26 経済センサス基礎調査調べ)あるが、うち小規模事業所が 167 軒(本山町商工会会員調、H30.3/31 現在)と約 3/4 を占め、国道沿いの周辺では建設業・製造業が、山間部では農畜林業が広域に立地し、その他の事業所でも公的機関や福祉施設等の数件であり、大半は中小企業である。現在、町内の中小企業は、少子高齢化による生産年齢人口の減少(建設業等)や後継者不足の課題(サービス業等)に直面している。産業の空洞化や空き店舗が増加する中、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、町独自の支援策として、雇用の創出や地域産業の活性化を目的に、新たに起業を目指す事業者への施設整備に係る経費への補助や事業者が借り入れた融資に係る利子への補助を実施している

(2) 目標

・本山町では、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者数を計画期間内に 1 事業者を目指し、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足や後継者不足に対応した事業基盤を構築することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

・先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるもの)が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

・本山町の産業は、農畜林業を中心に、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本山町の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で幅広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

・本山町の産業は、東西に伸びる国道沿いを中心に、山間部独特の地形から各産業が広域に立地している。これらの地域で、幅広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

・ 本山町の産業は、農畜林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本山町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で幅広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の促進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均 3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

・ 国が同意した日から 3 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

・ 3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。